



集団的自衛的で国民は守られるのか？ 柳澤協二さん講演会



先月 26 日、柳澤協二さんを講師にお迎えして講演会が行なわれました。“火種を消すな”という提起で始まった講演は、多岐にわたりましたが、以下私なりにまとめてみました。

集団的自衛権を使えるようにするための安全保障関連はまとめて提案されているが、主な点は以下のとおり。

- ① **平時の同盟協力**…自衛隊法<グレーゾーン>
 - ✓ 米艦防護＝実質的参戦→事態の拡大へ
 - ✓ 自衛官の武器使用は「現場の権限」で
- ② **準有事の同盟協力**…重要影響事態法
 - ✓ 非戦闘地域→「戦闘現場」以外
 - ✓ ここで行う後方支援は武力行使に該当する
- ③ A) **多国籍軍への後方支援**
 - …国際平和支援法（恒久法）
 - ✓ 安保理決議が無くても「国際平和への脅威」と認定すれば行う
 - ✓ 多国籍軍・有志連合支援が可能になる
- ③ B) **多国籍治安部隊への参加**…PKO 法改正
 - ✓ 住民の保護（地域保安）
 - ✓ 活動関係者の防護（駆けつけ警護）
 - ✓ 軍隊の再建、教育訓練

これらの法をもとに集団的自衛権の行使を行う場合、存立危機事態の判断が政府に委ねられる。国民は理解できるだろうか。

安倍は切れ目なく国民の命を守るというがこの法案には書かれていない。目的がアメリカの軍事行動、治安活動に協力することだからだ。

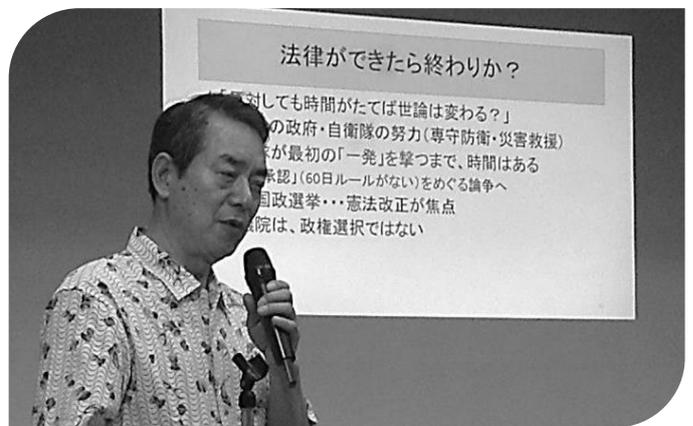
そして、自衛隊員は人間に向けて引き金を引く訓練をすることになるだろう。今後、派遣される先では躊躇なく引き金を引かなければ自分が死ぬことになる。だが、憲法で国家間の紛争を武力で解決することは禁じられている。

するとこの自衛官の行為は個人的なものとなり、刑法の殺人罪で裁かれることになるかもしれない。そして、この一発の銃声をもっと大きな戦争に発展するかもしれない。盧溝橋事件という過去の事例がある。



70 年間、一人も殺していない、一人も戦死者がない歴史が変わっていくことになる。また抑止力を高めるということは、当然相手国の反応を招き競争（軍拡）の結果、さらに大きな危機を招くことにもなる。国民すべてが巻き込まれる。これがこの法案の事実だ。

衆議院では可決されたが、実際にこの法律で自衛隊を出す時に必要になってくる国会承認には、60 日ルールがない。だから事態と認定されても「国会承認」が出せないように運動する、また来年の参議院議員選挙で自民党を追い込むことが重要だ。



● 質疑応答

- Q. なぜ元エリート官僚が発言するのか？
- A. 歴代自民党は戦争はダメと言っていた。私もそう思う。安倍政権は違うからだ。
- Q. 安倍首相の目的は何か？
- A. 「俺だって戦争できる」という空威張り。祖父、岸信介の影響か。
- Q. 費用はどのくらいか？
- A. 東シナ海に軍隊を出せば日本周辺にもう一つ海上自衛隊を作る必要がある。
- Q. 実務官僚としての経験からいえることは？
- A. 海外派兵から誰も死なずに帰ってきた。時の小泉首相に「一発も弾丸を撃たなかったおかげです。」と言った。

今回の講演会は参加人数 約 100 名、遠方からの参加もあり満席の状態でした。

来年には参議院選挙が控えています。新有権者も増えます。どのように運動をつなげていくか課題です。国会の経過に一喜一憂せずに“火種を消さず”廃案を目標に活動していきましょう。

小林 繁